

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 3 月 21 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 3 月 ～ 令和 11 年 9 月	
<u>申請者（代表者）</u> 有限会社山室組（代表取締役 山室輝幸）		<u>都道府県</u> 岡山県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 責任者 山室 輝幸（本法人代表） 生産部門担当 人員数 4.25 名 販売部門担当 人員数 2 名 ☐ スマート農業技術活用サービス事業者（ ） ☐ 食品等事業者（ ）		

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> ・移植栽培は、育苗作業から移植の作業が必要となり、培土や苗箱などの資材代、人件費、燃料代、水道代、移植機の維持管理費等、コストと時間が嵩んでいる。ドローンを活用した直播栽培方式への転換により、費用と時間を削減する必要がある。	
対象品目	水稻
活用するスマート農業技術	農業用ドローン
導入する新たな生産の方式	
☒ イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
☐ ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
☐ ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
☐ ニ	その他
（内容） ドローン直播に適した水管理、施肥管理等栽培方式への転換	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> ドローンを活用した直播栽培方式に転換することにより、作業時間の短縮及び省力化を図り、労働生産性の向上を図る。	

【活用予定の特例措置】

- ☐ 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
☐ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
☐ 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）